

建設工事入札参加資格者の格付の再審査に係る取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、格付の対象となる建設工事入札参加資格者に合併その他の事実が生じ、格付を再審査する必要がある場合における取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 格付の再審査を申請できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 格付を有する会社を含む合併における合併新設会社又は合併存続会社であって、格付の対象となるもの
- (2) 格付を有する者が当該格付に関する事業の全部又は一部を現物出資し、又は事業譲渡した場合で、その現物出資又は事業譲渡によりこれに係る事業を廃止したときにおける新設会社又は事業の譲受者であって、格付の対象となるもの
- (3) 格付を有する会社が当該格付に関する事業の全部又は一部を承継させるために吸収分割又は新設分割を行ったことにより、これに係る事業を廃止した場合における分割承継会社又は分割新設会社であって、格付の対象となるもの
- (4) その他市長が特に認めた者

(申請)

第3条 格付の再審査を申請しようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 格付再審査申請書（別記様式）
- (2) 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類
 - ア 前条第1号に該当する者 次に掲げる書類

- (ア) 合併契約書の写し
- (イ) 合併の承認に係る株主総会等の議事録の写し
- (ウ) 定款の写し
- (エ) 消滅会社に係る入札参加資格辞退届

イ 前条第2号に該当する者 次に掲げる書類

- (ア) 事業譲渡契約書の写し
- (イ) 事業譲渡に係る株主総会等の議事録の写し
- (ウ) 定款の写し
- (エ) 現物出資者又は事業譲渡者に係る入札参加資格変更届又は入札参加資格辞退届

ウ 前条第3号に該当する者 次に掲げる書類

- (ア) 分割契約書又は分割計画書の写し
- (イ) 分割に係る株主総会等の議事録の写し
- (ウ) 定款の写し
- (エ) 被分割会社に係る入札参加資格変更届又は入札参加資格辞退届

エ 前条第4号に該当する者 市長が必要と認めて指示する書類

- (3) 格付を希望する者に係る入札参加資格審査申請書及び添付書類
 - (4) 格付希望工種調査票
 - (5) 専任技術者名簿
 - (6) 従業員名簿
 - (7) 技術職員名簿（直近の経営事項審査時に提出した名簿であって、県の受付印があるもの）
- （再審査）

第4条 市長は、前条に規定する書類の提出があったときは、那須塩原市建設

工事入札参加資格審査会の審査を経て、再審査を行うものとする

- 2 市長は、前項の規定により再審査を行ったときは、再審査の申請をした者に対し、その結果を通知するものとする。

附 則

この要領は、平成26年7月11日から施行する。